

企画趣旨

中野雄介

1 はじめに

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）は、事業領域を問わずすべての事業者に適用される経済活動の基本ルールであり、「経済憲法」とも呼ばれる。

直近3次の独占禁止法改正は、過去の改正と比較しても非常に重要な事項が多く、実務にも大きな影響を与えた。平成17年改正では、課徴金の性格を実質的に行政上の制裁とみるという転換が行われ、それに基づいて基本算定率の上方改定（6%から10%へ）、繰返しの違反者に対する割増算定率の導入、課徴金減免制度の導入が行われた。平成21年改正では、排除型私的独占及び一部の不公正な取引方法への課徴金賦課が行われたほか、企業結合規制に服する全ての取引類型が事前届出の対象となり、平成23年の企業結合制度見直し¹⁾につながった。平成25年改正では、審判制度が廃止され、公正取引委員会（以下「公取委」という）の命令に不服のある企業が争う手段は、東京地裁における取消訴訟とされた。これらの法改正の流れを大局的に見ると、競争法違反に対するエンフォースメントにおいて行政的な手法を重視し、競争当局に一定の裁量に基づく処分を行わせ、処分への不服申立ては司法審査に服するとする欧州型に近づく過渡期にあるように思われる²⁾。

また、商品・役務が国境にとらわれずに取引さ

れる場面の増加を受けて、独占禁止法にも様々な現代的課題が発生している。マリンホース事件排除措置命令・課徴金納付命令（平成20年2月22日）以来、我が国でも域外適用が問題となる事例が増加しているし、同時に複数法域で審査（調査・検査）が開始される事案もあるという点は、独占禁止法が他の法分野とは大きく異なる点である。

本号の出版年である2017年は、独占禁止法制定70周年にあたる。21次の改正を経て、原始独占禁止法とは大きく異なる姿に変貌した独占禁止法の課題を検討するには好適なタイミングである。

本特集は、我が国における最近の改正・判断決や立法に関する議論の動向を幅広く取り上げることにより、独占禁止法の現在を鳥瞰し、課題事項を総覧するものである。

企画自体に未熟さがあった上、企画からの1年弱において前提状況に変更も生じる中で、ご多忙の中ご執筆をいただいた各位に心からの感謝を申し上げる。

2 独占禁止法の解釈

独占禁止法は、その基本法的性格から条文の文言が抽象的なことが多く、判断決が解釈論に占める比重は高い。また、判断決の数が多くないこともあり、公取委が公表するガイドラインや事例集等が有益である。それらの検討の際には、法文、判断決、公取委の公表文書等の優先関係や前後関係に留意しつつ、事案の異同を踏まえて統一的・

整合的に整理するという知的作業が必須である。

そのような作業対象の好例であり、独占禁止法解釈の出発点となるべき「市場画定」につき、企業結合と不当な取引制限で解釈姿勢は異なるべきかが重要な争点となる事例が増えている（6頁・白石論文参照）。

3 課徴金と違反事件処理手続

独占禁止法違反の効果として最も重要なものは課徴金納付命令である。1社に対する課徴金額が50億円超の事例も多数ある。2016年2月から開催されている独占禁止法研究会では、裁量型課徴金制度の導入が本格的に議論されている³⁾。裁量型課徴金制度は、1977（昭和52）年改正による導入以来、賦課対象違反行為が認定されれば機械的に算定した課徴金を賦課すべしとされてきた仕組みを根本から変更するものであり、検討すべき問題も多い（12頁・植村論文参照）。

2017年1月で課徴金減免制度の導入から11年となる。同制度の導入当初には、利用頻度を懸念する声もあったが、フタを開けてみれば2016年3月までの10年3ヶ月弱における累計申請件数は938と活発に利用されている。価格カルテル事件数の増加や、同一業界における連続的なエンフォースメントといった新たな動向を生み出した同制度は、不当な取引制限事件の端緒の大多数を占めていると思われ、大成功と言えるものの、運用にはなお課題も残る（18頁・多田論文参照）。

課徴金納付命令は巨額になり得るし、排除措置命令によりビジネスモデルの変更を余儀なくされることもあるため、審査対象となる事業者やそれに属する個人に対する手続が適正になれる必要性が高い。そのような声に対応して、平成27年12月に「独占禁止法審査手続に関する指針」を公取委が公表しており、防御側としてはその検討が必須となる（24頁・秋葉論文参照）。また、後述する事件の国際化傾向や、裁量型課徴金制度の議論が活発になるにつれ、欧米で認められている弁護士・依頼者間の通信秘密保護制度をはじめとする

適正手続のための諸制度を日本においても導入すべきとの主張が、諸外国の当局・弁護士や国内の論者によりなされている（30頁・片山論文参照）。

平成25年改正を受けた初の取消訴訟につき、2016年10月に第1回口頭弁論が行われた。行政事件訴訟法がどのように独占禁止法に適用されいくのかという実務上の課題もあるが、本企画では審判廃止の経緯を再検討した（37頁・中川論文参照）。

なお、いわゆる「確約手続」を独占禁止法に導入することを内容とする「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（1条参照）は、成立したもの、施行のメドが立たない状況にある⁴⁾。

4 企業結合

企業結合については、前述の平成21年改正及び平成23年の見直しにより、従前よりも洗練された実務が形成されている。企業結合事例集に収録された最近の注目事例を紹介する（46頁・平山論文参照）。

5 國際的な問題

独占禁止法と実質的に類似する法規制は、海外の大半の法域にも存在しており、その名称は「反トラスト法」・「競争法」など様々である。米国及び欧州における事業者に対する金銭的ペナルティは日本よりも重い傾向があるほか、米国では日本人の個人多数が実刑となっている。海外におけるこれらの法規制への対応が実務上の課題であるほか、市場論やペナルティの計算方法に関する議論に基づいて多重執行の場面においても妥当な結論が得られるようとする努力が求められる（52頁・泉水論文参照）。

（なかの・ゆうすけ 弁護士）

1) 平成23年6月14日付け公取委プレスリリース参照。独占禁止法改正は伴っていない。

2) 平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正（いわゆる日本版司法取引の導入）も、独占禁止法刑事事件の処理に大きく影響し得るが、本企画では取り上げていない。

3) 平成26年12月24日付け「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」37頁において、裁量型課徴金制度の検討が提唱されたことを受けたものである。<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport/body.pdf>

4) 米国が国内手続を終了しない限り、同協定は発効せず、附則1条の施行期日が致しません。神田茂=上谷田卓=佐々木健「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の概要」立法と調査376（2016年4月）号3、15頁参照。http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20160415003.pdf